

社会福祉法人道心 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人道心（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち当法人を主たる勤務場所とし、週5日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月15日（但し、支払日が銀行その他の金融機関の休日にあたるときは、その日前の最も近い休日でない日とする）
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、法人・施設運営のための業務にあたっ

たその都度、支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者についてはその遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等が出張する場合は、別表5に基づき旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、祝日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円
業務執行理事	月額 180,000円
理事	月額 160,000円

別表2 (常勤の理事の賞与)

対象月	賞与の額
6月	報酬月額×2か月分
12月	報酬月額×2か月分

別表3 (非常勤の役員に対する報酬)

(1) 理事

業務内容	報酬の額
法人・施設運営のための業務 (理事会出席は除く)	日額 10,000円 (法定控除後手取額)

(2) 監事

業務内容	報酬の額
監事監査への出席	日額 10,000円 (法定控除後手取額)
上記の他、法人・施設運営のための業務 (理事会出席は除く)	日額 10,000円 (法定控除後手取額)

別表4 (評議員に対する報酬)

(1) 評議員

業務内容	報酬の額
法人・施設運営のための業務 (評議員会出席は除く)	日額 10,000円 (法定控除後手取額)

別表5 (旅費)

旅費の種類		支給額	
交通費	公共交通機関	実費	
	自家用車	ガソリン代	直線距離(km) × 1.4 × 35円
		高速道路使用料	実費
		駐車場代	実費
宿泊費		実費	